

議案第13号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に東金町一丁目西地区地区計画の区域を追加する必要があるの
で、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

| |
|---------------------|
| 東京都市計画東金町一丁目西地区地区計画 |
|---------------------|

別表第2に次のように加える。

| | | | | | | | | |
|--|---|---|--|---|--|--|--|--|
| 東 京 都 市 計 画 東 金 町 一 丁 目 | 計 画 図 に 表 示 す る A 地 区 | 1 風俗営 業等の規 制及び業 務の適正 化等に関 する法律 第2条第 5項に規 定する性 風俗関連 特殊営業 の用途に | 200平方メー トル。ただ し、巡查派 出所、公衆便 所、公共用歩 廊、バス停留 所の上屋そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地について、 | 計画図に表 示する壁面 の位置の制 限を定める 部分に面す る敷地上の 建築物につ いて、建築物 の外壁若し くはこれに 代わる柱の 面又は建築 | 1 計画図 に表示す る高層エ リアにつ いては、 150メー トル。た だし、建 築基準法 施行令第 2条第1 項第6号 | | | |
|--|---|---|--|---|--|--|--|--|

| | | | | | |
|--|--|------------------------------|--|--|--|
| <p>西 地 区 地 区 計 画</p> | <p>供する建築物</p> <p>2 1階部分にある居室を住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿等の用途に供する建築物。ただし、区長が当該建築物の管理のために必要と認める居室については、この限りでない。</p> | <p>区長が必要と認める場合は、この限りでない。</p> | <p>物に附属する門若しくは塀で高さは2メートルを超えるものは、計画図に示す壁面の位置まで。ただし、次のいずれかに掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>1 公共用歩廊、歩行者デッキ、公共駐輪場その他これらに類するものであって、区長が公益上やむを得ないと認めるもの</p> <p>2 上屋、ひさし(これに附属する手すりを含む。)、</p> | <p>口に定める高さとする。</p> <p>2 計画図に表示する低層エリアについては、50メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号口に定める高さとする。</p> | |
|--|--|------------------------------|--|--|--|

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | 当該高さ しを支え る柱その 他これら に類する ものであ って、区長 が歩行者 の安全性 及び快適 性を確保 するため に必要と 認めるも の | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。